

令和 7 年度 内閣府税制改正要望



令和 6 年 8 月
内閣府



令和7年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

民間資金等活用事業（PFI）の推進

■ PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長等 ☆ （不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

- PFI法に規定する選定事業のうちBOT方式※を促進するため、BOT方式により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税について、課税標準を1/2減免とする特例措置の適用期限を5年間延長する。また、特例措置の対象は、現行では事業経費の全額を地方公共団体等が負担する事業のうち、法律により地方公共団体等の事業等として実施する権限が生じている公共施設等であるが、事業経費の半分以上を地方公共団体等が負担する選定事業において整備される公共施設等についても対象に加える。

※民間事業者が施設等を整備、所有、管理運営し、事業終了後に地方公共団体等に施設所有権を移転する方式

地方創生に関する施策の推進

■ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長 （法人税、法人住民税、事業税）

- デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持した上で、税額控除の特例措置の適用期限を5年間延長する。



令和7年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

沖縄振興に関する施策の推進

- **沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 ☆**
(法人税、法人住民税、固定資産税、事業所税)
 - 高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、観光地形成促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。また、対象資産（機械・装置、建物等）に器具・備品を追加する。
- **沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等**
(法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税)
 - 情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業地域・特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等**
(法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税)
 - 産業のイノベーションを促進するため、産業イノベーション促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、特別償却、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 ☆**
(法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税)
 - 国際物流拠点産業の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。加えて、対象地域の追加・絞り込み、その他所要の措置を講ずる。
- **沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長**
(法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税)
 - 経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長**
(法人税、所得税)
 - 離島地域の活性化を図るため、離島における旅館業用建物等の課税の特例措置（特別償却等）について、適用期限を2年間延長する。

政府系金融機関による資金繰り支援

- **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長**
(印紙税)
 - 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長する。



令和7年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

公益信託制度改革等の推進

■ 公益信託制度改革等に伴う所要の措置 ☆ (所得税、法人税)

- 公益法人制度と同様の社会的機能を有する公益信託制度について、公益法人並みの税制とするため、譲渡所得非課税の「承認特例」の対象として追加すること等の所要の措置を講ずる。

男女共同参画に関する施策の推進

■ 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置 ★ (法人税、所得税等)

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化し、男女共同参画のナショナルセンターとすることに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

科学技術・イノベーションに関する施策の推進

■ 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討 ★

- 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。

令和7年度税制改正要望

(参考資料)

令和6年8月

内閣府

目次

【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

1. PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長等…………… 7ページ

【地方創生に関する施策の推進】

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長…………… 9ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

3. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等…………… 10ページ
4. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等…………… 11ページ
5. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等…………… 12ページ
6. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等…………… 13ページ
7. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長…………… 14ページ
8. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長…………… 15ページ

目次

【政府系金融機関による資金繰り支援】

9. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置
の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ

【公益信託制度改革等の推進】

10. 公益信託制度改革等に伴う所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

【男女共同参画に関する施策の推進】

11. 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置・・・・・・・・ 18ページ

【科学技術・イノベーションに関する施策の推進】

12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討・・・・・・・・ 19ページ

【その他】

- 従要望一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ

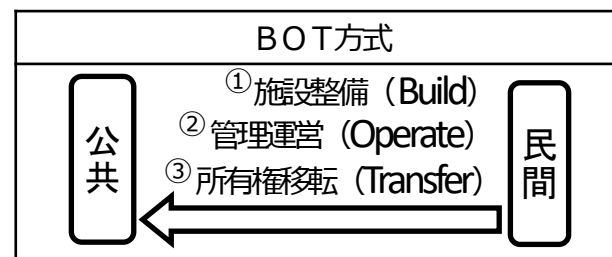
1. PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長等

1. 税制改正要望の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても成長型の新たな経済ステージへの移行が重視される中、行政視点での「歳出の効率化」、住民視点での「サービスの向上」、民間事業者視点での「利益の創出」が実現できるPFI（成長型PFI）の推進が必要。
- このため、以下の税制改正要望を行う。
 - ① BOT税制の延長
 - ② BOT税制の拡充（一定の条件を満たす「混合型」PFIへの税制特例措置の適用）

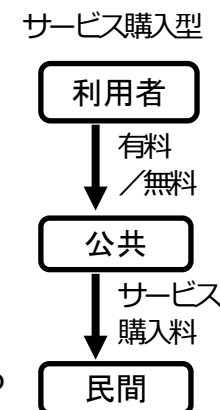
2. PFI事業におけるBOT方式のメリットとニーズ

- BOT方式は、民間事業者が施設等を整備、所有、管理運営し、事業終了後に地方公共団体等に施設所有権を移転する方式
- PFI方式の中でもBOT方式は、民間が施設を所有するため、**機動的な改修などが可能となる**メリットを有している。
- 固定資産税等が課せられるため、「**課税による財政負担が大きい**」ことを主たる理由に活用は進んでいない。



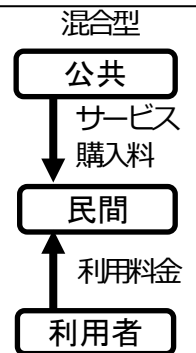
3-1. BOT税制の延長について

- BOT税制は、「サービス購入型」（地方公共団体等が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入料を支払うもの）の公共施設等（給食センター、公民館等）を対象に固定資産税等の課税標準を1/2に軽減する特例措置。
- サービス購入型に対してBOT方式を採用することで、**民間事業者による機動的な改修などが可能**となり、**より良い公共サービスを効率的に提供できる**など、成長型PFIの推進に資すると考えられる。
- このため、**BOT方式採用の障壁を緩和**し、サービス購入型においてもBOT方式が採用されることを引き続き促すため、現行の税制特例措置を5年間延長することを要望。



3-2. BOT税制の拡充について

- 混合型は、地方公共団体等から支払われるサービス購入料と公共サービスの提供に対し施設利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。
- 物価高騰などを背景にPFI事業における民間事業者の利益確保に係る環境が厳しさを増す中、混合型事業は、サービス購入型事業よりもさらに、民間事業者が自らの創意工夫により利益の創出を図るインセンティブが働きやすく、より良い公共サービスの提供につながりやすくなるというメリットがある。
- このようなメリットを持つ混合型事業において、機動的な対応が可能となるBOT方式を採用することは、一層成長型PFI推進に資すると考えられる。
また、運動施設や公園等の混合型事業の一部で、BOT税制が混合型に拡充されていればBOT方式の採用可能性があったとの地方公共団体等の声もある。
- 以上のことから、BOT方式かつ混合型事業のうち、事業経費の半分以上を地方公共団体等が負担する事業（サービス購入料収入が50%以上を占める事業）において整備される公共施設等を対象に、固定資産税等の課税標準を1/2に軽減する税制措置の拡充を要望



4. 要望内容（まとめ）

- BOT方式で整備される公共施設等に係る地方税（固定資産税等）の特例措置の延長・拡充を要望

【現行措置】

※経費の全額を公共が負担する事業

- 課税標準を2分の1
- サービス購入型※のうち、法律により国や地方公共団体がその事業等として実施する権限が生じている施設等



【要望】

- 現行措置（サービス購入型）の5年間の延長
- 混合型BOT方式（うち、サービス購入料収入が50%以上を占めるものに限る）への拡充

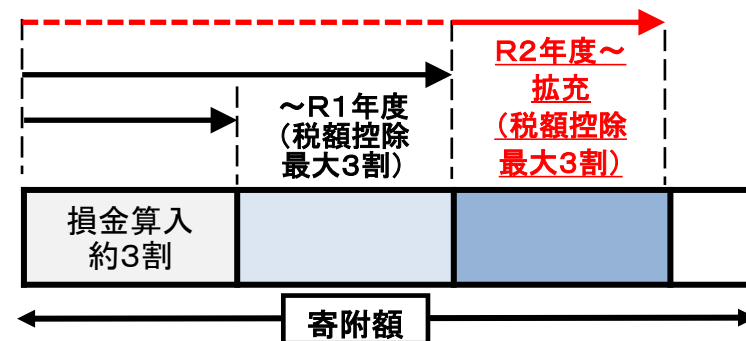
5. 目指す効果

- 本税制特例の延長・拡充措置により、スポーツ施設や公園等の混合型事業においてもBOT方式の採用が増加する。
- 上記を通じ、民間企業の創意工夫の発現や適正な利益の創出に資することから、「成長型PFI」の推進に貢献。

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法法人税割額の20%が上限)
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)



要望の必要性

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加(令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円)するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
(寄附企業等と地方公共団体が実施する事業との関係について、これまでの取組状況等を踏まえた対応の必要性を検討中)
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする必要がある

要望内容

税の軽減効果(寄附額の最大約9割)を維持した上で、税額控除の特例措置を5年間(令和11年度まで)延長すること

3. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域：沖縄県全域

○対象施設：

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場
	スケート場
	トレーニングセンター
	ゴルフ場
	テーマパーク
	ボーリング場 ※地方税のみ

教養文化施設	劇場
	動物園
	植物園
	水族館
	文化紹介体験施設

休養施設	展望施設
	温泉保養施設
	スパ施設
	国際健康管理・増進施設

集会施設	会議場施設
	研修施設
	展示施設 ※地方税のみ
	結婚式場
販売施設	販売施設（沖縄県知事指定）

①国税（法人税）の投資税額控除

- ・控除率：機械・装置15%、
建物・建物附属設備、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。



出典：OKINAWA 41

現状と課題

- 観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないことが課題。
- 器具・備品をコンテンツとする観光関連施設の新增設が見込まれる中で、魅力ある観光関連施設の整備をより一層促進し、高い国際競争力を有する観光地の形成を図ることが必要。

令和7年度税制改正要望概要

- 現行措置を2年延長
- 対象資産に器具及び備品を追加

効果

- 観光関連施設の整備促進
- 沖縄観光の質的向上
 - ・ 観光客一人当たり県内消費額の増加
 - ・ 平均滞在日数の延伸

※その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。

4. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域

地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
同産業特別地区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

○対象事業

・情報特区【所得控除】

データセンター(IDC)、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、情報セキュリティサービス業

・情報地域【税額控除】

上記業種に加え、電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業

①所得控除(40%控除)※特区においてのみ適用。

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

特区において①、②は選択制

③地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)の課税免除等

現状と課題

- 情報通信関連産業は、観光リゾート産業に次ぐグリーディング産業として今後も成長が期待される分野であり、立地企業数は着実に増加
- 他方、一定規模以上の事業所では収益性が依然低調であることが課題であり、引き続き情報産業振興への推進が必要

令和7年度税制改正要望概要

現行措置を2年延長

効果

- 沖縄の情報産業の更なる振興
- 一人当たりの県民所得の向上等

※その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。

5. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

- 対象地域：沖縄県全域
- 対象業種：製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、デザイン業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

①投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8%、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超

②特別償却

- ・償却割合：機械装置等34%、建物等20%、構築物20% ※限度額あり
- ※取得下限額は①と同様

①、②は選択制



③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

現状と課題

- 本税制を活用した製造業等の集積が図られ、製造品出荷額（石油製品を除く）は着実に増加
- 他方、産業構造の偏りやこれに伴う低い労働生産性が依然課題として挙げられ、層の厚い産業構造への転換による産業のイノベーション推進が引き続き求められているところである

令和7年度税制改正要望概要

現行措置を2年延長

効果

- 製造業及び周辺産業の高度化・高付加価値化、イノベーションの支援
- 製造業等のさらなる集積を通じた層の厚い産業構造への転換
- 労働生産性向上による一人当たり県民所得の向上

※その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。

6. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域：糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市、うるま・沖縄地区

○対象事業

特定国際物流拠点産業（①所得控除）	国際物流拠点産業（②投資税額控除、③特別償却、④地方税）
製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点産業

①所得控除（40%控除）

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可

③特別償却

- ・償却割合：機械装置50%、建物等25% ※限度額あり

①、②、③は
選択制

- ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超

- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

④地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

⑤保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、関税の選択課税）

- ・主務大臣による所要の認定を受けた場合に適用

現状と課題

- 沖縄の産業振興には、アジアに近い地域特性を生かした臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積が肝要
- 島嶼県である沖縄への県外企業の立地は、多額の初期投資や割高な物流コスト等の課題が山積
- 県内企業は中小企業が多く、海外展開等の事業拡大に向けて支援が必要
- そのため製造・物流分野におけるIT活用及び施設の高機能化による生産性向上の推進が引き続き必要

令和7年度税制改正要望概要

- 現行措置を2年延長
- 国際物流拠点産業集積地域を産業集積が見込まれる地区に見直したうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる

効果

- 沖縄の有利性を活用した国際物流拠点産業の更なる集積
- 集積された国際物流拠点産業による移輸出の増加・域外競争力の向上
- 一人当たり県民所得の向上等

※その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。

7. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長

措置の概要

- 対象地域：名護市
- 対象事業：金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等

- ①所得控除（40%控除）
 - ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
 - ・県知事による所要の事業認定を受けた場合に適用
 - ②投資税額控除
 - ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
 - ・取得下限額：機械装置等50万円超、建物等500万円超
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定を受けた場合に適用
 - ③特別償却
 - ・償却割合：機械装置等50%、建物等25% ※限度額あり
 - ※取得下限額並びに県知事による認定については②と同様
 - ④エンジェル税制
 - ・県知事の指定を受けた中小企業の株式取得について適用
 - ・全国版のエンジェル税制と比して要件を緩和（例：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等）
 - ⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等
- ①、②、③は選択制



現状と課題

- コロナ禍により一時減少するも、本税制を活用した産業の集積が図られ、北部圏域の1人当たり市町村民所得は増加傾向
- 他方、北部圏域の人口は横ばいで推移し、他の地域・特区と比べて企業集積が立ち遅れていることから、引き続き企業集積の推進が必要

令和7年度税制改正要望概要

現行措置を2年延長

効果

- 沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な業種の集積
- 「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化
- 北部地域の振興・県土の均衡ある発展

8. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長

措置の概要

○対象地域：沖縄の離島地域

○対象事業：旅館業

①特別償却

- ・償却割合：建物及びその附属設備（新設・増設・改修）8% ※上限あり
- ・取得下限額：右記のとおり
- ・新設等をした建物等が離島の振興に寄与するものであること等について県知事による所要の確認を受けた場合に適用



© OCVB

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

〔取得下限額〕

	資本金規模等		
	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上		—

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

現状と課題

- 離島は地理的、自然条件等の不利性が存在し、高齢化の進行等が懸念されている。
- 入域観光客数は回復傾向にあり、ワーケーションのニーズが高まっている。
- 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業をいかして、就労の場を創出し、引き続き離島地域の活性化を図る必要がある。

令和7年度税制改正要望概要

現行措置を2年延長

効果

- 観光・リゾートホテル等の宿泊施設の立地や改修を促進し、受入体制を強化
- 観光産業の振興により、雇用機会の創出・確保

9. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

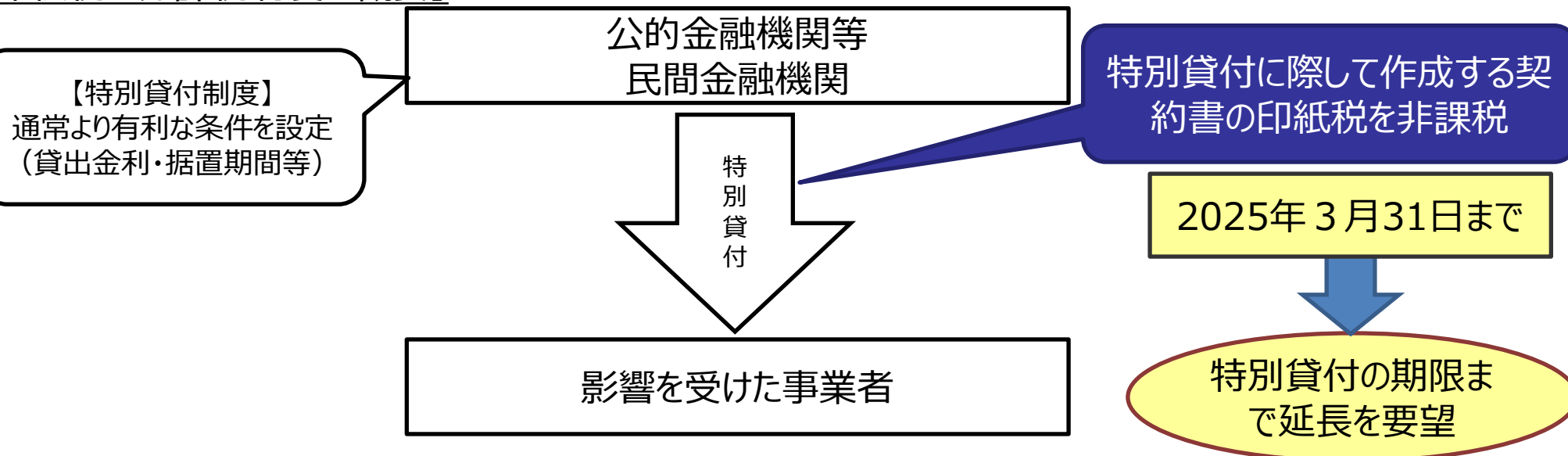
- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付に際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2025年3月31日までの間に**作成されるものは、**印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援措置を継続する必要がある。

【要望事項】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長すること。

【印紙税の非課税制度の概要】



10. 公益信託制度改革等に伴う所要の措置

公益信託とは

委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、受託者の専門性を活用し公益信託事務を実施することで公益目的の実現を図る制度。

令和6年通常国会において、「公益信託二関スル法律」（大正11年法律第62号）の全部改正法として、「**公益信託に関する法律**」（令和6年法律第30号）が成立（令和8年4月施行予定）。

背景・目的

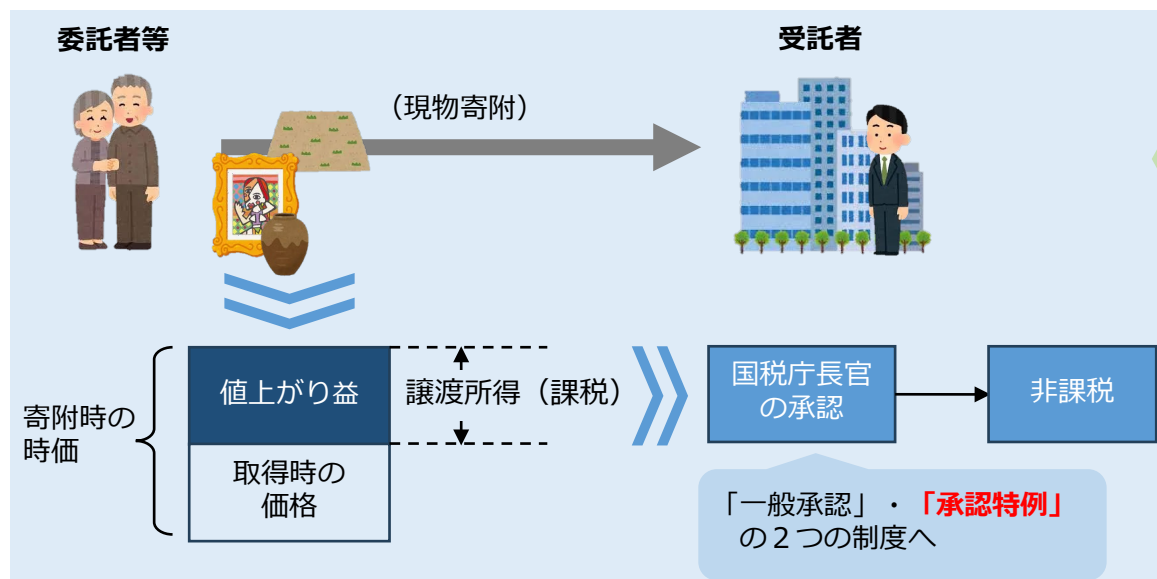
- **新しい公益信託制度**は、民間も公的役割を担う社会の実現のため、**公益法人制度と共通の行政庁が、公益法人認定法と整合的な枠組みで認可・監督を行う制度**として創設されている。
- 公益信託に関する税制については、令和6年度税制改正において、**寄附金控除、譲渡所得課税非課税の特例（一般承認に限る。）等、公益法人と概ね同様の優遇が措置**されている。法案成立を踏まえて昨年度に対応がされていない税制優遇措置を整備することで、より公益信託の利用を促進する効果が見込まれる。

要望内容

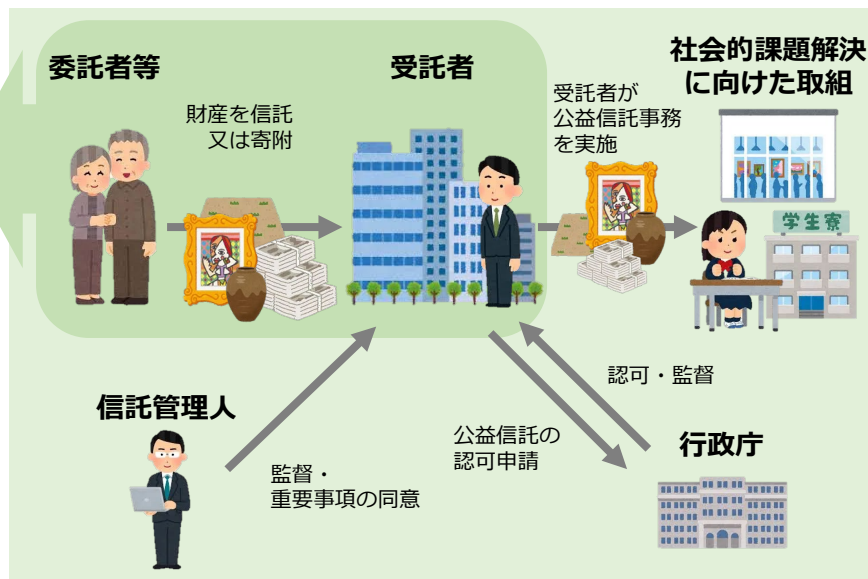
公益法人制度と同様の社会的機能を有する公益信託制度について、公益法人並みの税制とするため、譲渡所得非課税の「承認特例」の対象として追加すること等の所要の整備をすることを要望する。

【所得税、法人税】※承認特例により、承認申請の手続きが簡素化される。

譲渡所得非課税の特例のイメージ



公益信託制度のイメージ



11. 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置

要望の背景・目的

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立行政法人国立女性教育会館を機能強化することにより、各地の男女共同参画センターを支援し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図ることで、男女共同参画社会の形成を促進する。

- 【参考】
- ◆女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）
（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
 - ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化
女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。

要望内容

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）を男女共同参画のナショナルセンターとして機能強化するに当たって、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講ずる。

12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討

現 状

- 日本学術会議は、昭和24年に内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として設立。これまで、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための活動を行ってきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）を受けて、日本学術会議が、これからも学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、同会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態を見直し、検討を行った結果、同会議を国から独立した法人格を有する組織とすることとされたことを受け（※）、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキング・グループを設置して検討を進めている。

※ 「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）

「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。」

要望等

- 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。

従要望一覧

1. 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長（所得税、個人住民税）
2. 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）
3. 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充（法人税、法人住民税、事業税）
4. 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充等（固定資産税、都市計画税）
5. 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）
6. 令和2年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）
7. 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長（固定資産税）
8. 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
9. 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

連絡先一覧

項 目 名	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1. 民間資金等活用事業（PFI）の推進		
PFI 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長等	民間資金等活用事業推進室	（直）03-6257-1653
2. 地方創生に関する施策の推進		
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	地方創生推進事務局 地域連携班	（直）03-6257-1421
3. 沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	（直）03-6257-1683
沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	（直）03-6257-1683
4. 政府系金融機関による資金繰り支援		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局 （調査金融担当）参事官室	（直）03-6257-1673
5. 公益信託制度改革等の推進		
公益信託制度改革等に伴う所要の措置	公益認定等委員会事務局総務課	（直）03-5403-9520 03-5403-9528 03-5403-9521
6. 男女共同参画に関する施策の推進		
独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置	男女共同参画局総務課	（直）03-6257-1344
7. 科学技術・イノベーションに関する施策の推進		
日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討	大臣官房総合政策推進室	（直）03-3403-1250

※内閣府主要望項目のみ掲載